

第10回 信託終了後の清算受託者の実務について

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、全国の専門家（約2,000名）の会員から様々な質問が日々寄せられます。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などの質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらの質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。

今回は、「信託終了後の清算受託者の実務について」を取り上げます。

Q1

3年ほど前に信託を組成した家族で、委託者兼受益者が亡くなりました。信託契約は受益者の死亡をもって終了します。

葬儀も終わり、信託受託者である長男が清算受託者として信託終了の手続きを行うにあたり、清算実務のアドバイスを求められました。

信託財産は、次のとおりです。

- ・アパート1棟(残債約1,000万円)
- ・自宅(長男居住)
- ・現金約1,500万円

まず、何から手を付ければよいでしょうか？

A1 清算受託者の実務は次のとおりです。

- ① 未収債権の回収
- ② 未払債務・諸費用の支払い
- ③ 清算終了に向けた計算書類の作成

①と②が行われなければ、最終的な残余財産額が確定しません。そのうえで、

信託契約の記載に指定された「残余財産の帰属先」への財産の引き渡しへと続きます(信託法177条、178条)。

今回の場合は、

- ① 信託終了時点(委託者の死亡日)でのアパートの入居者に対する債権(未収賃料など)を回収すること
- ② 信託財産たるアパートに付されている債務(約1,000万円)を、信託財産たる現金(約1,500万円)で清算(完済)すること
- ③ 信託終了時点の信託財産に係る「貸借対照表」と、信託計算期間(通常本年1月1日から信託終了日まで)の「損益計算書」の作成

が清算受託者たる長男の実務になります。

特に、②「債務の完済」が行われなければ、残余財産を帰属権利者に給付することができませんので注意が必要です(信託法181条)。

今回の場合は、信託財産にある現金でアパートの残債を完済することができたので問題はありますが、もし信託財産

にある現金でアパートの残債が完済できない場合は、アパートの帰属権利者が改めて債務引受をすることになります。

Q2

昨年、委託者兼受益者である母親が亡くなり、信託が終了したお客様がいます。信託財産は自宅と駐車場および底地だったのですが、受託者である長男が権利帰属者として承継しました。ところが先日、県税事務所から長男宛に「不動産取得税の課税通知書」が届いたという連絡がきました。これは支払わなければならないのでしょうか？

A2 信託が終了し、清算受託者が清算業務(Q1)を行った後、残余財産の帰属権利者への引き渡しが行われます。その際に不動産は帰属権利者への所有権移転登記を行うのですが、登記簿に記載される登記の原因は、「〇年〇月〇日信託財産引継」となります。

原因が「〇年〇月〇日 相続」とあれば、県税事務所も「不動産取得税対象外」と理解するのですが、そう書かれていない場合、自動的に課税通知が発行されてしまいます。

よって、事後的に被相続人(受益者)と相続人(帰属権利者)との関係を示し、非課税措置を受けることになります。

信託終了時の帰属権利者が受益者の法定相続人である場合に限り、非課税です(地方税法73条の7)。

※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っています。協会へのお問合せやご質問は、

●協会正会員の方
⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問い合わせください。

●協会会員でない方
⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問い合わせください。

※ご質問いただいてから回答までは1週間程度のお時間をいただきます。

※協会にお問合せをいただきましても、個別具体的なお相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。(コーディネーター、専門士サポートサービスは除く)